

○松阪市民を特殊詐欺等から守る条例 逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、市、市民、事業者等が一体となって、特殊詐欺等の被害を防止するための活動を推進し、家族及び地域のきずなを強め、安全で安心して暮らすことのできる市民生活の実現を図ることを目的とする。

本条は、市、市民、事業者の責務等基本的な事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進するという、「松阪市民を特殊詐欺等から守る条例」（以下条例という。）の目的を定めるものです。

条例が目指すものは、「特殊詐欺等の被害を防止するための活動を推進」することと、「安全で安心して暮らすことのできる市民生活の実現を図ること」の2つになります。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）オレオレ詐欺 親族、警察官、弁護士等を装い、親族が起こした事件・事故に対する示談金等を名目に金銭等をだまし取る又は脅し取る行為をいう。
- （2）預貯金詐欺 親族、警察官、銀行協会職員等を装い、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、キャッシュカード、クレジットカード、預貯金通帳等をだまし取る又は脅し取る行為をいう。
- （3）キャッシュカード詐欺盗 警察官や銀行協会、大手百貨店等の職員を装って被害者に電話をかけ、キャッシュカードが不正に利用されているなどの名目により、キャッシュカードを準備させた上で、隙を見るなどし、キャッシュカード等を窃取する行為をいう。
- （4）架空料金請求詐欺 未払の料金があるなど架空の事実を口実とし、金銭等をだまし取る又は脅し取る行為をいう。
- （5）還付金詐欺 税金還付等に必要の手続きを装って被害者に現金自動預入払出兼用機（以下「ATM」という）を操作させ、口座間送金により財産上の不法の利益を得ようとする行為をいう。
- （6）SNS型投資詐欺 主としてSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）その他の非対面での手段により欺いて投資を勧め、投資名目で金銭等をだまし取る行為をいう。
- （7）SNS型ロマンス詐欺 SNSその他の非対面での連絡手段を用いて被害者と複数回やり取りすることで恋愛感情や親近感を抱かせ、金銭等をだまし取る行為をいう。

- (8) 類似詐欺 (1)～(7)の類型に該当しない特殊詐欺。
- (9) 特殊詐欺等 オレオレ詐欺、預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗、架空料金請求詐欺、還付金詐欺、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺及び類似詐欺をいう。
- (10) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (11) 事業者等 市内において事業を行う個人又は法人であって、次に掲げるものをいう。
- ア 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(平成19年法律第133号)第2条第1項に規定する金融機関
- イ 自己が所有し、又は管理する土地又は建物にATMを設置させている者
- ウ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第39条第1号に規定する貨物自動車運送事業者(当該貨物自動車運送事業者のための貨物運送に係る契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者を含む。)
- エ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)第2条第3項に規定する携帯音声通信事業者、同法第6条第1項に規定する媒介業者等及び同法第10条第1項に規定する貸与業者
- オ 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介をする行為を業として行う者に限る。)
- カ アからオまでに掲げる者のほか、特殊詐欺等の犯行の態様に鑑み、当該犯行の手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の流通及び役務の提供を業として行う者

本条は、主要な用語について定義するものです。

(運用上の注意)

第3条 この条例の運用に当たっては、市民及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

本条は、本条例の運用にあたり、誤った解釈や過剰な適用によって、市民や事業者等の基本的な権利が不当に侵害されることを防ぐため、特に注意を払い、怠慢や不作為などが生じないよう意識的に配慮することを定めています。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げる責務を有するものとする。

- (1) 特殊詐欺等の被害防止に関する総合的な施策及び取組を実施すること。
- (2) 前号の施策及び取組を推進するために、市民及び事業者等と連携して、被害防止に向けた効果的な活動を実施すること。
- (3) 市民、事業者等及びこれらの者が組織する団体（以下「団体等」という。）に対して特殊詐欺等の発生状況その他被害防止に関する有用な情報を提供すること。
- (4) 被害防止に関する団体等の関心及び理解を深めるため、効果的な広報及び啓発活動に努めること。
- (5) 団体等が行う被害防止に関する自主的な活動について必要な支援を行うよう努めること。

本条は、特殊詐欺等による被害を防止するため、市が果たすべき責務について市の責務を定めるものです。

- (1) 市は特殊詐欺等の被害防止を目的に、全体的かつ体系的な施策を構築し、これを実行する責務があります。この「総合的な施策及び取組」とは、法的、運用的、教育的観点を含む広範な対策を指します。具体的には予防対策の策定、教育や啓発活動の実施、被害防止のための実務的な仕組みの改善などが含まれます。
- (2) 市は(1)で示された施策を推進する過程において、市民、事業者等との協力及び連携を必要とします。ここでは、個人や企業が特殊詐欺等を防止する取り組みに関与しやすいよう情報共有や実際の活動を共同で行うことが求められます。「効果的な活動」とは、例えば防犯キャンペーンの共同開催、訓練、地域のパトロール強化などが該当します。
- (3) 市は、特殊詐欺等の最新の発生状況や手口、被害防止に役立つ情報を市民、事業者及び団体等に対して提供する義務があります。情報共有によってこれらの主体が迅速かつ適切に対応できる環境を整備することが目的です。有用な情報の例としては、詐欺事案の手口分析、注意喚起が必要な地域情報、警察から提供された緊急情報などが挙げられます。
- (4) 市は、団体等が特殊詐欺被害防止に関心を持ち、またその重要性を理解するよう促進するため、広報及び啓発活動を行う責務があります。ここでの「効果的な広報及び啓発活動」とは、ニュースレター、イベント、SNSを活用した情報発信など、対象に応じた適切な伝達手段を指します。また、教育的な啓発素材の提供に加え、実際の活動への参加を促すような働きかけも含まれます。

(5) 市は、団体等が自主的に取り組む特殊詐欺被害防止活動に対して、必要な支援を提供するよう努める責務があります。「必要な支援」とは、具体的には活動に必要な情報の提供、啓発物品や場所の提供などが考えられます。市の支援を通じて、団体等の主体的な活動がより効果的に実施され、地域全体の詐欺被害防止能力が向上することが期待されます。

(市民の責務)

第5条 市民は、市が実施する被害防止に関する施策及び取組に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、前条第3号の情報の提供を受けたときは、必要に応じて親族及び近隣住民と情報共有に努めなければならない。

3 市民は、事業者等が市民に対し被害防止に関する注意を喚起したときは、これを踏まえた上で、適切な行動をとるよう努めなければならない。

本条は、市民が、行政や地域の被害防止活動に協力し、情報を適切に扱い積極的な行動をとることを求めた総合的な規定です。「努めなければならない」という表現の使用から、市民の任意の協力を尊重しつつ、責務として認識する必要性を強調しています。

第1項 市民が、地域の安全や被害防止を目的とした行政施策に主体的に関与すべきことを定めています。「努めなければならない」という表現により、協力は法的拘束力はないものの、道義的な責務であることが強調されています。これにより、市と市民が一体となって防止策を推進し、地域の安全を確保することを目的としています。

第2項 市民が、「前条第3号」による情報の提供を受けた際、個人的に留めるのではなく、親族や近隣住民と共有することを推奨しています。このことにより、地域全体に迅速かつ適切な情報共有がなされることを期待しています。

第3項 市民が事業者等から提供される情報に応じて対応する義務について定めています。市民はその内容を理解し、情報を積極的に利用することを求められています。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、被害防止への関心及び理解を深めるとともに、市が実施する被害防止に関する施策及び取組に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、商品等の流通及び役務の提供に際し、特殊詐欺等の手段に利用されないための措置を講じるとともに、被害防止に関する市民への注意の喚起及び広報を行うよう努めなければならない。

本条は、事業者等が被害防止の取組において、地域社会に対する責務を担うべきことを定めた規定です。事業者等は市民の安全を脅かすリスクを管理し、地域全体での被害予防を促進する役割を担っていることになります。「努めなければならない」という表現から、法的拘束力はないものの、社会的な責務として高い認識が求められる内容となっています。

第1項 この条項では、事業者等の責務として、被害防止に関する施策への積極的な関与が求められています。事業者等は、被害防止について関心を持ち、理解を深めることが必要です。さらに、市が進める施策に協力することで、地域全体の安全向上に資する役割を果たすことが期待されています。「努めなければならない」という表現は、法的な義務ではなく道義的責務としての側面を強調しています。

第2項 この条項では、事業者等が商品やサービスを提供する際に、犯罪から市民を守るための具体的な対策を講じる責任について規定しています。具体的には、店頭での呼びかけ、ポスター等の掲示、ウェブサイトやSNSでの情報共有などにより、商品・サービスを利用している市民だけでなく、広く一般市民に注意を促すことを求めています。

(被害防止に関する事業者等及び市民の義務等)

第7条 事業者等は、特殊詐欺等の犯行の態様を考慮し、市民が携帯電話機等を使用して通話しながらA T Mを操作することを禁止するため、次の措置を講じるよう努めなければならない。

- (1) 正当な理由なく携帯電話機等による通話をしながらA T Mを操作することを禁止する旨を、設置するA T Mの本体等当該A T Mを利用しようとする者が容易に確認できる場所に掲示すること。掲示方法としては、ポスター、はり紙その他これらに類する物を掲示するか、モニター画面に表示することとする。
- (2) 金融機関の店舗出入口付近や壁面、床面等当該店舗を利用しようとする者が視認しやすい場所に、ポスターや立看板その他これらに類する物を掲示、又は設置すること。
- 2 市民及び市内においてA T Mを利用する者は、前項の規定により事業者等が講ずる措置に従い、正当な理由がない限り携帯電話機等で通話をしながらA T Mを操作してはならない。
- 3 市民は次のいずれかに該当する場合、警察官に通報するよう努めなければならない。
 - (1) その言動から特殊詐欺等の被害に遭うおそれがある者を発見したとき。
 - (2) 自己、家族、親族、近隣住民その他の者が、特殊詐欺等と疑われる電話、郵便物等を受けたとき。
- 4 事業者等は、商品等の流通又は役務の提供に際し、特殊詐欺等により現に被害が生じ、又はまさに生ずるおそれがあると認めた場合は、速やかに警察官に通報する等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

本条は、特殊詐欺被害の防止を目的に、事業者等と市民それぞれが果たすべき役割と義務を明示しています。事業者等には被害の予防を促す具体的な措置や警察への迅速な通報が求められ、市民には携帯電話等による通話をしながらのA T M操作をしてはならない義務や詐欺を疑いがあれば通報する責任が課されています。

第1項 事業者に対して、特殊詐欺の防止を目的とした具体的な義務を課しています。特殊詐欺等では、被害を加える犯行の手段として、頻繁に「携帯電話等による通話」が用いられるという特徴があります。これに対応するため、事業者等に対し警告や注意喚起を促す措置を求めています。具体的には以下の点を講じることが求められています。

1. A T Mの操作を行う顧客が視認しやすい場所にポスターやはり紙などを掲示する、もしくはモニター画面に表示する。

2. 店舗出入口や店内の壁面など目につきやすい場所に立看板や掲示物を設置する。

第2項 市民及び市内においてATMを利用する者に対する義務を定めています。特殊詐欺の多くが、携帯電話等による通話を通じた指示により資金をATMから振り込ませる手口で行われるため、市民には「正当な理由がない限り携帯電話機等で通話をしながらATMを操作」するという行為が禁止されています。事業者等が掲示した警告や注意事項について、市民はこれに従い、携帯電話等で通話をしたままのATM操作を避けるべきとしています。本項の目的は、詐欺被害を未然に防ぐという実効的な対策であり、市民自ら詐欺行為の被害者とならないために必要な行動基準を示しています。

第3項 市民が特殊詐欺の被害防止に役立つ情報を警察に通報するよう努めることを求めています。具体的な例は以下の通りです。

1. 特殊詐欺による被害を受ける可能性がある人物を発見した場合
2. 自分自身または家族などが特殊詐欺の可能性のある連絡（電話や郵便物など）を受けた場合

通報は義務ではなく「努めなければならない」と規定していますが、市民の自発的な通報が促され、警察の迅速な対応による詐欺被害の防止が期待されています。

第4項 事業者等に対し、特殊詐欺の実際の被害発生又は被害が発生しそうな場合に速やかに警察に通報する等必要な措置を講じる義務を明示しています。この規定により、事業者等は詐欺被害への対応において、市民を守る積極的な役割を果たすことが期待されています。

（プリペイド型電子マネー販売時の措置）

第8条 店舗において、顧客の面前でプリペイド型電子マネー（前払式支払手段に関する内閣府令（平成22年内閣府令第3号）第1条第3項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段に係る番号等が記載された証票をいう。以下「電子マネー」という。）を販売する事業者は、特殊詐欺等の被害を防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

- （1）電子マネー販売事業者の店舗に設置するレジスター又はその付近において、ポスター、はり紙その他これらに類する物を掲示又はレジスターの画面に表示すること。
- （2）電子マネー販売事業者の店舗に設置するレジスター又はその付近において、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがないかどうかの判断に必要な事項を記載した書面等を備え付けること。

2 電子マネー販売事業者は、電子マネー購入者が特殊詐欺等の被害に遭うおそれがあると認めたときは、速やかに警察官へ通報する等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

本条は、プリペイド型電子マネーが特殊詐欺に悪用される状況を踏まえ、販売事業者に対して、被害防止に関する具体的な取組を規定しています。

第1項

(1) 電子マネーは特殊詐欺の支払い手段として悪用されています。そのため、電子マネーを販売する店舗内での注意喚起が重要です。この規定では、顧客が容易に見える場所にポスターやはり紙を掲示又はモニターへの標示が義務付けられています。このような掲示物を通じて警告を提供し、顧客に対して詐欺被害のリスクを喚起することを目的としています。

(2) 本号では、単なる注意喚起だけでなく、具体的な判断材料を提供するための書面等の設置を求めています。この「書面等」は、購入者が詐欺被害に遭う可能性があるかどうかを自己判断できるような情報を含んでいる必要があります。店舗における書面の備え付けにより、購入者が自身の購入行為を冷静に見つめなおす機会を提供することを目的としています。

第2項

事業者等が、購入者が詐欺被害に遭う恐れがあると判断した場合、警察への通報を努力義務としています。具体的には、疑わしい購入者の言動が見られた場合など、速やかに警察に通報するよう努力しなければならないとしています。個々の事案に応じた柔軟な対応も含まれます。これにより、詐欺が進行中の場合でも迅速に介入できる体制を構築し、詐欺被害を未然に防ぐことが可能です。

(県への協力)

第9条 市は、三重県が実施する被害防止に関する施策について必要な協力を行うものとする。

省略

(警察との連携)

第10条 市は、第4条第3号の規定による情報の提供又は同条第5号の規定による支援その他の被害防止に関する施策を行うに当たっては、三重県松阪警察署（以下「松阪警察署」という。）との連携を図るものとする。

2 市は、松阪警察署が実施する被害防止に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

省略